

米国上院のフィリバスタ

——増加するその党派的使用

砂田一郎

(元学習院大学政治経済学部教授)

上院におけるフィリバスタの起源

アメリカ連邦議会は、各州から等しく二名選出される現在定員一〇〇名の上院と、人口に比例して各州に割り振られた小選挙区から選ばれる四三五名の議員からなる下院とから成っている。院の構成は異なるが、すべての法案は上下両院を通過して初めて大統領の署名による成立に至るという意味で、両院の権限は対等である。各院での法案審議のルールもそれぞれに異なるが、上院だけにある特異な制度として際立っているのは、フィリバスタと呼ばれる本会議で無制限の討論と修正による法案の成立妨害行為が許されていることである。そして上院の規則では、それを止めて審議の促進を図るための打ち切り動議には超過半数（現在は六〇）の賛成が

必要とされている。

フィリバスタの起源が、建国期の合衆国憲法に規定された上院の性格から来ていることで、アメリカの研究者的におおかたの見方は一致している。^①合衆国憲法を制定した建国の指導者たちは、国民から直接選ばれる代表からなる下院と言う民主主義的な立法院を作る一方で、その多数派による専制を抑制するために統治機構全体の権力を分立させるシステムを構築した。多数派の専制を抑制する必要は、建国の指導者の一人であったジェームズ・マディソンの『フェデラリスト』での議論に典型的に示されている。その仕組みの一つが、各州がその規模に関わらず同数の議員を州議会によって選出することで構成される上院という第二の立法院である。もう一つの権力分立の仕組みは行政政府の長（大統領）を議会から独立した存在とするため、議会とは別の選挙で選出するようにしたことであった。

ワウロらによれば、憲法の制定者たちは、その間接的選挙で選出されるだろう社会のエリート層を代表する少数の議員から成る上院に、民主主義の行き過ぎをチェックし下院の多数派の力を抑制する役割を期待していた。ただそれを無期限の討論などの議事妨害で行うことを制定者たちは想定してはいなかった、と彼らは述べている。^②これに対してコジャーは、合衆国憲法の議会に関する第一条が両院の議員の過半数を議事での定足数と規定し、また出席議員の四分の一で点呼投票を要求できると定めていることに注目し、憲法制定者たちは少数派が多数派を体系的に妨げることは意図してはいなかったが、時折行われる議事妨害は害よりもむしろ善をもたらすと予期していただろうと論じている。^③ちなみに彼はフィリバスタを上院特有の慣行とは見ず、議事妨害は一九世紀にはむしろ下院でより多く行われていたことを指摘している。

一九世紀の両院におけるフィリバスタ

初期の上院で後のフィリバスタの制度化に道を開いた動きとして記録されているのは、一八〇六年に「先決問題動議」(即時採決を求める動議)の制度を廃止する議事規則改正を行ったことである。^①この改正は法案の討論打ち切りを意図して行われたものではないとされているが、結果的に以後上院では、必要とあればどの議員でも無制限に審議して法案の成立を妨害することが可能になった。歴史的にみると、上院で実際にフィリバスタが行われたケースはさして多くない。しかしコジャーは定足数確認の要求や時間稼ぎ動議の連発などの議事妨害行為を広くフィリバスタと考え、一九世紀には上下両院でフィリバスタが数多く行われており、下院での件数が上院でのそれを上回っていたと観察、記述している。^{⑤⑥}ことにフィリバスタが多く見られたのは、黒人奴隷制度の是非とその政治的処理を巡って国論が二分された一九世紀の中葉から南北戦争を経て一八八〇年ごろまでの時期である。すでに民主党対ホイッグ、後に民主党対共和党という党派対立は議会政治に浸透していたが、それと交差する新たな対立が奴隷制をめぐる北部、西部と南部とのセクション間の対立であった。

コジャーによると一八四五年から一八六一年の間に上院で五、下院で七のフィリバスタがおこなわれ、いずれも奴隷制に関わる新州の合衆国への参加が争点となっていた。^⑥一八五〇年には自由州として合衆国に加わるカリフォルニアの加盟承認に対して、両院で反対派によるフィリバスタが行われた。一八五八年にはカンサス州の奴隷州としての参加を認めない下院の多数派に対して奴隷制支持派がフィリバスタを行った。一八六一年には下院を通過した保護関税法案に上院で南部議員がフィリバスタを行ったが、結局成立を許した。これがサウスカロライナ州の合衆国からの離脱を導き、南北戦争の導火線になっている。コジャーによれば、一八六一

年から七七年の間に両院で行われた五六のフィリバスタの半数は奴隷制に関わる戦争と戦後の南部再建問題であった。⁷⁾大接戦となった一八七六年大統領選挙で南部三州の開票結果の判定が連邦議会に持ち込まれたとき、ヘイズの当選を確定しようとする共和党に対して民主党がフィリバスタで抵抗した。その結果民主党はヘイズの当選と引き換えに政治的妥協を勝ち取り、連邦軍による南部の軍事占領を終わらせた。ここでもフィリバスタが奴隷制と南北戦争に関わる重要な結果をもたらしている。

一八九四年に下院は全員委員会の定足数を一〇〇とし、党幹部に時間稼ぎの動議を無視する権限を与えるなど、議事妨害行為を制限する規則を採用した。それでも定足数を数える要求や修正案を出して点呼投票を求めなどを頻繁に行う議事遅延行為はなくならなかったが、全体に下院での議事妨害は減少した。⁸⁾一方、議事妨害の規制がない上院では伝統的な長時間討論による抵抗が引き続き行われた。一八九〇年の全国的に投票権を保証する「強制法案」では、下院を通過した法案に対して上院で南部の民主党議員が長時間討論で抵抗し、廃案に追い込んでいた。当時無期限の討論を展開する少数派の抵抗を止めるには、彼らの消耗を待つしか方法はなかった。フィリバスタの中心が上院に移ったことを象徴する事例である。また二〇世紀の初め頃から議会の観望者たちはフィリバスタの意味を上院で行われる無期限の討論に限定して使うようになり、下院での時間稼ぎ戦術をフィリバスタと呼ばなくなったことも、コジャーは指摘している。⁹⁾

上院の変質とクローチヤ

二〇世紀に入ると政治社会の変化を反映して上院の構成が変化し、憲法制定者の意図していたような下院の

行き過ぎをチェックする少数者の叡智による熟議の院としての性格も変わってきた。まず政治の民主化を要求する世論に答えて一九一三年に憲法修正一七条が成立し、上院議員も下院と同じく選挙民の直接投票によって選出されるようになった。各州に等しく二名という議員数も、合衆国に加入する州の増加によって二〇世紀初めには九〇名を超えた。またアメリカの対外行動の活発化に伴い、大統領はもとより外交問題を扱う権限を持つ上院の重要性も増した。その結果上院の力が相対的に強まり、下院とは名実ともに対等、あるいはそれ以上の関係となった。

フィリバスタに関して重要な転機となったのは一九一七年三月、上院が審議打ち切り動議のルールを採用したことである。制定された上院規則二二によると、一定数の議員の署名で法案の審議打ち切り動議（クローチャ cloine）を提起でき、その投票で出席議員の三分の二の多数の賛成があればそれから三〇時間以内に審議は打ち切られることになった。¹⁰ ドイツとの参戦問題に直面していた時のウッドロー・ウィルソン大統領の要請によるものとされている。そしてこのクローチャ動議は、一九一九年に上院がヴェルサイユ講和条約の批准投票を行ったときに初めて使われて可決されている。ところで上院での議事引き伸ばしによる立法妨害行為にも様々な形があり、それが表面の行動に現れない場合もある。そのためどれがフィリバスタに当たる行為かを確認する明確な基準がなく、伝えられるフィリバスタが行われた件数も、公式に記録された統計的な数字によるものではない。一九一七年以後はクローチャ動議の提出とその投票が正式に記録されているため、クローチャの件数をもってフィリバスタが行われた件数を推し量ることができるようになった。

しかしそれ以後一九五〇年代末までの約四〇年間に、フィリバスタに対するクローチャが発動された件数は二七に過ぎない。¹¹ 二年間の一議会会期あたり平均一件強である。だがクローチャの制度化がフィリバスタへの

抑止力として働いたとは考えにくい。クローチャ動議の投票でその多くが負け、フィリバスタを許しているからである。当時の議会ではフィリバスタが発動されるような決定的な対立が比較的少なく、議員もそれに訴えることに慎重だった結果であろう。

議会研究で知られるシンクレアは、一九五八年選挙で多数の新人議員が登場したことを契機に上院議員の行動を制約していた規範と政治環境が変化したことに注目し、それがまずフィリバスタに訴える件数の増加に道を開いたことを示唆している⁽¹²⁾。彼女によれば、五〇年代までの上院では院内での影響力が委員会の委員長などの長老議員に集中していた。そのため無制限の討論と修正を許すルールはあっても、一般議員の本会議での行動は自ずと制約されていた。それが六〇年代以後の上院では本会議場がより重要な決定の場となり、個々の議員が法案審議により活発に参加して、彼らに許されている討論の引き伸ばしや法案修正などの特権をより自由に使うようになった。その結果一九六〇年代の八七―九一議会では一会期に行われたフィリバスタが平均四・六回、クローチャ投票が五・二回に増加し、クローチャの成功例も〇・八回と記録されている⁽¹³⁾。一九六〇年代のフィリバスタでよく知られるのは、やはり一世紀前と同じ人種差別問題をめぐる地域間の対立が上院に持ち込まれて起こった少数派の立法阻止行動である。一九六四年公民権法案はまず下院で可決されたが、上院では南部の反対派がフィリバスタを行って抵抗し、それは五七日間に及んだ。クローチャが三分の二を四票上回る多数で可決されてフィリバスタは停止され、法案はその九日後に可決された⁽¹⁴⁾。一九六八年には上院が同意権を持つ連邦裁判所判事指名の審議で初めてフィリバスタが行われ、その打ち切り動議が否決されてフィリバスタが成功している。

一九七五年二月に上院は、審議打ち切り動議の成立要件を出席議員の三分の二から全議員の五分の三（六〇

議席)とするルールの変更を行った。当時多数党だった民主党が上院共和党の抵抗を抑制するためクローチヤを成立しやすくしたものである¹⁶⁾。実際に民主党は七五年から七八年まで六〇議席を確保していた。この間フィリバスタが少なかったのは新たなクローチヤ・ルールの抑止力によるとも考えられる。だがその同じルールの下でも一九八一年以後はフィリバスタが顕著に増加した事実を見ると、増加の主たる原因はシンクレアが示唆していたように上院議員の政治環境の変化に求められるであろう。議員個人の発言力の増大に加えて八〇年代以降に出現した新たな変化は、民主、共和両党のイデオロギー的な党派対立であった。

党派対立の激化とフィリバスタの増加

一九八〇年の大統領選挙で保守主義を標榜する共和党のレーガンが当選して以後、アメリカの政党政治は変化した。共和党では小さな政府の目標を掲げて民主党政権が作った社会保障体制を崩そうとする保守主義の議員が増え、レーガンを支持した宗教右派の勢力も党内に浸透した。レーガン政権と議会民主党の対立はイデオロギー色を帯び、上院で少数党に転落した民主党はフィリバスタも用いて保守主義的な立法に抵抗した。このような対立は八九年に共和党穏健派のジョージ・ブッシュ(父)が大統領となり、民主党は議会両院で多数を回復してやや緩和された。しかし一九九二年選挙で民主党ビル・クリントンが大統領職を奪還し、議会民主党と協力して医療保険改革などの立法を進めようとすると、議会共和党がこれに反発して再び党派対立が激しくなった。議会研究誌のコンダレスシヨナル・クォーターリーは、本会議での点呼投票による採決で一方の党の過半数が賛成し他方の政党の過半数が反対したものを、両党が対決した投票という意味で「政党結束投票」(Party

unity vote)』と呼んでいる。両院のすべての点呼投票に占める政党結束投票の割合は一九九三年から顕著に上昇し、一九九五年には七二％に達した。⁽¹⁶⁾ アメリカの議会では議員に対する党議拘束がなく、また党派対立のない法案も相当数あることを考えるとこれはかなり高い数字であり、党派対立の激化を端的に示している。ちなみに一九七〇年の政党結束投票は点呼投票全体の三二％であった。党派対立の激化は民主、共和両党のイデオロギー的分極化と関連している。

議員のイデオロギー的位置を示すスコアに基づいて両党の立場の時系列的な変動をまとめた待鳥の図によると、一九八〇年代から民主党はよりリベラル、共和党はより保守主義の方向にそれぞれまとまり、二大政党間の懸隔が拡大した。図によるとその傾向は九二年前から一段と進んでいる。⁽¹⁷⁾ 広瀬はこの時期の両院の立法における党派対立とフィリバスタとの関係を、計量的に明らかにしている。すべての法案を共和党の賛成率の高いもの、党派対立のないもの、民主党の賛成率の高いものなど五つの「党派指数」によるカテゴリーに分け、それらとクロージャの有無とのクロス集計を行っている。それを見ると党派指数が共和、民主のいずれかに強く振れたカテゴリーの法案群にクロージャがより多く提起され、フィリバスタが行われたことが示されている。⁽¹⁸⁾

したがってクリントン政権一期末の一〇三議会（一九九三―九四年）以後フィリバスタの使用が一段と増えたのは、このようなイデオロギー的党派対立の激化の結果である。一九八〇年代以後増え続けて一會期四〇余りに達していたフィリバスタの件数は、一〇三、一〇四議会で急増した。フィリバスタに対して提出されたクロージャの件数で見ると、兩会期のいずれでも八〇件を超え、その内一〇三議会の四五件、一〇四議会の五二件が投票に付されている。⁽¹⁹⁾ 一九九四年には上院共和党のフィリバスタに対して二二件のクロージャ投票がおこなわれ、民主党は一〇件で審議打ち切りに成功している。選挙運動法案では両院を通過後、最後の両院協議に

移る動きに対してまでフィリバスタによる抵抗がおこなわれた。

一九九四年の中間選挙で共和党は保守主義の政策綱領を掲げて戦い、上下両院で民主党を逆転して多数党となった。ことに下院では保守主義の立場を取る議員が急増し、新下院議長ギングリッチの下に結束してレーガン時代に次ぐ第二の「保守主義革命」を試みて、クリントン大統領や議会民主党と激突した。ことに一〇四議会一年目の九五年は小さな政府を目指す共和党の立法攻勢に大統領が拒否権、上院民主党もフィリバスタを使って対抗するなど、最もイデオロギー的党派対立の激しい議会政治が見られた。攻守とくろをばえて上院民主党が行ったフィリバスタの多くは、下院を通過した共和党の選挙公約上の重要立法に向けられた。生産者の責任を軽減する法案に対するフィリバスタではクローチャ投票が四回行われ、内容が修正されて最後に成立した。個人財産所有者の権利を拡大することを狙った連邦規制改革法案はフィリバスタによって不成立に終わっている。共和党は二一回試みたクローチャ投票の四件でしか成功していない。²⁰ クリントン大統領と共和党議会が妥協に動いた一〇五議会になると、民主党によるフィリバスタの件数も一時減少している。

しかし二〇〇一年に保守主義のジョージ・W・ブッシュ(子)政権が登場すると議会民主党は再び保守主義立法への反対を強めた。一九七九年以降どちらの政党が上院の多数党になっても六〇議席を確保できず、クローチャを成立させるには少数党からの同調者を必要とした。そのためクローチャが投票に付されても否決されることが多く、その成功率はクローチャ件数が急増した二〇三、一〇四議会でも提起されたクローチャ件数の一二%余り、投票に付された件数の二〇%余り(一九九四年は例外的)に留まり、結果的にフィリバスタが功を奏することが多かった。

一九九三年から九六年の時期に次ぐフィリバスタ急増の第二の山場は、二〇〇七年から〇八年の一〇四議会

期に現れた。二〇〇六年の中間選挙で民主党が両院の多数を取り戻したのがきっかけである。重要なのは民主党以上にイデオロギー的に結束していた共和党が、少数党となってフィリバスタの特権を使う立場に立ったことである。ブッシュ大統領は議会両院を民主党に支配されて独自の政策を打ち出せなくなり、上院の共和党が民主党主導の立法の試みに抵抗するという役割を担うことになった。この会期中に共和党が行ったフィリバスタは、民主党側が出したクローチャの数から推計して一四〇を越えている。イラク戦争に批判的な民主党は戦費支出法案に米軍の撤兵期限を明記する修正を二〇〇七、〇八の各年に試み、いずれも下院を通過させたが上院での共和党によるフィリバスタを破れなかった^①。多数党が年間平均で七〇件の審議打ち切り動議を出したということは、少数党がさして重要でない多くの法案にもフィリバスタや手続き投票の要求などの議事遅延行動を取ったことの裏返しである。フィリバスタは完全に党派的に用いられるようになり、上院の議会審議の中で常態化したと言える。この会期中に一〇のクローチャが投票に付されたが、民主党の議席は五八と単独で打ち切り動議を成立させるには足らず、その半数以上でフィリバスタを許している。二〇〇八年の移民法改正法案は議会民主党が主導しブッシュ大統領も賛意を示していたが、上院共和党議員が反対してフィリバスタを行い、民主党は四回試みたクローチャ投票のいずれでも六〇票を確保できず不成立に終わっている。

オバマ政権と一一一議会での攻防

二〇〇八年大統領選挙でバラク・オバマが勝利して民主党は政権を奪い返し、議会両院でも議席を増やして多数を維持した。共和党がオバマの意図する改革政策の立法化に議事妨害戦術も使って抵抗するだろうことは

当然予想されたが、フィリバスタに関して起こった大きな変化は、民主党が同党系の無所属を含めて六〇議席を確保したことである。二〇〇九年に始まった一一一議会は、二大政党間のイデオロギー対立が強まった近年の議会政治の中でも最も対立の厳しいものになったと考えられている。オバマ政権が成立を目指した最重要法案の医療保険改革法案は、両院の本会議での採決で共和党議員が全員反対票を投じて可決されている。二〇〇九年春に成立した八〇〇億ドル規模の景気対策法案でも、下院共和党は全員が反対、上院でも三人の同調者が出ただけで大半が反対に回った。同年の上院での点呼投票に占める政党結束投票の割合は七二%に上った。

上院共和党によるフィリバスタは二〇一〇年一〇月までで一〇一件を数え、一一一議会の会期末までには前議会なみの数に達すると見込まれている。注目されるのは多数党の民主党が六〇議席を使ってクローチヤの多くを成立させていることである。二〇一〇年四月までに民主党は五二回行われた審議打ち切り動議の採決で四七回勝利し、フィリバスタを止めている。だがこの九〇%を超える民主党のクローチヤ投票の勝利率は四月以降急落した。以後一〇月までに行われた一六回のクローチヤ投票では六勝しかあげていない²²。同党がクローチヤの成立に必要な六〇票を会期中に失ったからである。

それは一月一九日にマサチューセッツ州で行われた連邦上院議員補欠選挙で民主党候補が敗北し、死去したケネディ議員の議席を守れなかった結果である。同州はもともと民主党が強くオバマ政権も同党の六〇番目の議席の確保を当然視していた。だがフィリバスタ戦術を成功させるためにはこの議席の奪取が必須と考えた共和党は、テイパーティ運動の支援も得てブラウン候補の当選に全力を上げ、勝利を手にした。当時両党が激しく対立していた医療保健改革法案はすでに上下両院をそれぞれ通過し、両院案の違いを一本化する両院協議会の段階にあった。当選議員の就任は二ヶ月先だったが、いずれにせよ民主党は五九議席ではフィリバスタを有

効に打ち切ることができず、両院の民主党間で合意した両院協議会案を承認するための本会議にかけても上院は通らない可能性がでてきた。そのためオバマ大統領は民主党の議会指導者と協議して両院案一本化は止め、まず上院案を下院が可決し、次いで下院案の内容を含んだ「予算調整法案」をまとめて上下両院で可決するという手を使った。予算調整法案に対するフィリバスタが上院の院内規則で禁じられていることを利用した巧妙な戦術である。しかし医療保険改革法を成立させたこのような戦術は頻繁には使えない。ブラウン議員が就任した同年四月以後、五九議席の民主党が共和党のフィリバスタをクローチャで止める成功率が低下したのは当然であった。

だが民主党の六〇議席をめぐる変化に関わらず、この一一一議会は多数党の立法を妨害することで結束した少数党の力が上院ではかなりものを言うことを証明している。上下両院で多数を占める民主党は、オバマ大統領が求めた改革政策の立法化に取り組んだ。だがいずれの重要法案でもまず成立するのは下院においてであり、上院での成立は遅れをとっている。民主党が六〇議席を確保していた二〇一〇年一月までにおいても、共和党が連発するフィリバスタへの対処に追われ、最終的な審議打ち切り——採決に持ち込むまでに時間がかかったからである。もともと上院での法案審議が下院におけるように多数決主義で効率的に進まないのは、上院に熟議を重んじ政党間、議員個人間の妥協を求める伝統があったからである。だが党派対立の厳しい今日の上院で審議時間が長くかかる最大の原因は熟議や妥協ではなく、少数党による議事妨害の多用によるものである。

オバマ政権の重要法案のうち、上院で成立が遅れただけでなく民主党が多数を握るのもかわららず不成立に終わったものもある。炭素ガスの排出権取引を規定したクリーンエネルギー法案は下院本会議が二〇〇九年中に通過させたが、上院では審議が長引き二〇一〇年の会期末までに成立させることができなかった。この法案

に對する共和党の強固な反對に加えて民主党内からも少数の反對者が出て、六〇議席を持つていたときでも採決に持ち込めなかつたからである。医療保険改革法案の場合も上院での審議の過程で、下院が成立させた法案が含む「パブリック・オプシヨン」制度の導入に上院でも過半数の賛成があつたにもかかわらず、共和党の反對に少数の民主党議員が同調したためにこの案を含む修正が採決できず上院案から除かれている。民主党が上院で六〇議席を失つた後は共和党の四一議席が大きくなるを言うようになり、共和党議員団が反對で結束する限り民主党の望む立法を採決するのが難しくなつた。二〇一〇年七月に成立したオバマ政権のもう一つの重要法案、金融規制強化法案の上院での審議でも、民主党はこの法案に関する三つの手続き動議の採決で負け、そのつど法案の内容を微調整する妥協を行っている。²³⁾

二〇一〇年十一月の議會選挙（中間選挙）で共和党は下院で多数党となり、上院でも議席を増やした。この選挙の結果、両院の共和党にオバマ政権に極めて批判的な保守主義運動ティーパーティ系の新人議員も加わつた。二〇一一年から始まる一一二議會会で上院では少数派に留まつた共和党が、民主黨主導の立法や大統領による判事の指名にフィリバスタで抵抗するインセンティブは高まつている。

このように今日の議會では同じ政党がたとえ両院で安定した多数を持つていても、その望む立法を下院は通すことができても上院では容易に通せない。たとえ上院で六〇議席を確保し少数党による議事妨害を止めたとしても、法案の可決にこぎつけるまでには下院におけるよりはるかに多くの時間がかかる。冒頭で述べたようにかつて合衆国建国の指導者たちは、多数決主義を優先する下院の行き過ぎを抑制する役割を、熟議の院たる上院に期待した。今日の上院は熟議よりもフィリバスタの党派的な多用によって、結果的に彼らの期待に応え

※

- (1) Gregory J. Wawro & Eric Schickler. *Filibuster: Obstruction and Lawmaking in the U.S. Senate*. Princeton University Press, 2006. P.9: Gregory Koger. *Filibustering: A Political History of Obstruction in the House and Senate*. The University of Chicago Press 2010. pp.39.
- (2) Wawro & Schickler, *ibid.* P.10.
- (3) Koger. *op. cit.*, p.40.
- (4) Wawro& Schickler. *op. cit.*, pp.13-15; C. Lawrence Evans and Daniel Lipinski, "Obstruction and Leadership in the U.S. Senate," in Lawrence C. Dodd and Bruce I. Oppenheimer eds., *Congress Reconsidered*, 8th edition. CQ Press, 2005. p.229.
- (5) Koger. *op. cit.*, pp.55-66.
- (6) *Ibid.*, p.67.
- (7) *Ibid.*, p.69.
- (8) *Ibid.*, p.95, p.104.
- (9) *Ibid.*, p.105.
- (10) Evans and Lipinski. *op. cit.*, P.230; Koger. *ibid.*, pp.152-153; Wawro & Schickler. *op. cit.*, pp.208-209.
- (11) *National Journal*, Oct. 16, 2010, p.10.
- (12) Barbara Sinclair. *Unorthodox Lawmaking: New Legislative Processes in the U.S. Congress*. CQ Press, 1997, p.76.

- (13) Sinclair, *ibid.*, p.77 Table 6.1
- (14) *Congressional Quarterly Almanac 1964*. Congressional Quarterly Inc., 1965, p.338, p.361, p.368.
- (15) Koger, *op. cit.*, pp.176-177; *CQ Weekly*, Apr. 19, 2010, p.955.
- (16) *Congressional Quarterly Almanac 1995*. Congressional Quarterly Inc., 1996, P.C-8.
- (17) 待鳥總史「分極化の起源としての議会改革——変換型議会とイデオロギー対立」五十嵐武士・久保文明 編『アメリカ現代政治の構図——イデオロギー対立とそのゆくえ』（東京大学出版会 二〇〇九年）一七四—一七五頁 図2、3。
- (18) 廣瀬淳子「連邦議会におけるイデオロギー的分極化——両院の立法過程と党派政治」五十嵐武士・久保文明 編 前掲書 一九四—一九五頁、二二五頁 表4。
- (19) *CQ Weekly*, *op. cit.*, p.958 Table.
- (20) *Congressional Quarterly Almanac 1995*. Congressional Quarterly Inc., 1996, p.1-8.
- (21) *Congressional Quarterly Almanac 2008*. Congressional Quarterly Inc., 2009, p.1-4.
- (22) *National Journal*, Sep. 11, 2010, p.38; Oct. 16, 2010, P.10.
- (23) *CQ Weekly*, Jan. 11, 2010, p.123-124.

